

令和2年度 第10回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和3年2月22日（月） 午前10時00分～午前10時30分

2、会議場所 播磨町役場 3階 BC会議室

3、出席委員氏名

1番 岩本 宏司	2番 大辻 隆廣	3番 岡本 章男	4番 木村 勝
5番 佐伯 志朗	6番 田中 進	7番 中野 重信	8番 福壽 実
9番 松本 富子	10番 三宅 明		

出席委員 9名 欠席委員 1名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主査 青田 修伍 主事 高森 菜奈未

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出のこと

議案第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと

令和2年度 第10回播磨町農業委員会

日時：令和3年2月22日

開会 午前10時00分

○議長

ただいまから令和2年度第10回播磨町農業委員会を始めます。

本日の出席委員は10名中9名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しています。なお、8番の福壽委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、播磨町農業委員会會議規則第11条に規定する議事録署名委員ですが、5番の佐伯委員と6番の田中委員にお願いいたします。

それでは、これより議事目録に従い、議事を進めます。

議案第20号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出のことを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長

それでは、現地調査された岩本委員の報告をお願いいたします。

○岩本委員

4ページに地図がございます。[REDACTED]の[REDACTED]の[REDACTED]寄りといいますか、そのちょうど[REDACTED]の北側の土地になります。5ページを見ていただきましたらその写真があるのですが、道路の下に歩道、通行道が設けられておりまして、それを[REDACTED]から[REDACTED]のほうへ渡つてきますと、この5ページの一番右のアスファルト道路に出てきます。この道ではちょっと狭いので、その左側の[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]という道の奥の[REDACTED]さんがお家を建てられたときに進入路を造られております。もう何年も前から進入路として使われておりまして、今回始末書が出ております。以上でございます。

○議長

説明、報告が終わりました。御意見、御質問はありませんか。

- 委員 (異議なし)
- 議長 特に意見、質問がなければ市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。
- 続きまして、議案第21号農地法第5条第1項第7号の規定による届出のことを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 それでは、1番の現地調査された中野委員の報告をお願いいたします。
- 中野委員 はい。地図は10ページ、写真は11ページを御覧になってください。場所は、[REDACTED] の [REDACTED]。付近には、[REDACTED] がありますが、それを [REDACTED] 寄りに160メートルほどおりたところを左折して、左に曲がって50メートルほどのところに位置します。
- 現在は、8.2アールの水田として耕作されておりまして、両側は宅地化されてアパートが建っております。このうち、245平方メートルを分筆して、御子息である[REDACTED]さんの住宅を建設を予定しています。進入路につきましては、4メートル以上の町道に面しており、問題はないと思います。また、残った農地は11ページの写真でもわかりますように、奥には排水路もあり、給水は現在のパイプラインを移設して行うので問題はないと思います。以上です。
- 議長 説明、報告が終わりました。御意見、御質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に意見、質問がなければ、これも市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に、2番と3番を現地調査された大辻委員の御報告をお願いします。
- 大辻委員 はい。8ページの2番と3番についてですが、もともと[REDACTED]さん、それから、3番が[REDACTED]さんとそのお母さんの[REDACTED]さんの土地、

8. 36m²と5.58m²、地図の方で見ますと、12ページを見てください。これはもともと [REDACTED]さんの私有地で、この東隣の [REDACTED]さん、もう一軒家がありますが、ここももともと [REDACTED]さんの土地でございました。一部、この部分につきましては、[REDACTED]だったところなんです。

周辺の農地は転用されていましたが、ずっとしてきた中で、この分が残ってしまっていたということでございます。今回、こここの娘さんの新宅を建てる工事に取りかかったところ、この部分が農地のまま残っていたということで、転用になったということでございます。付近は住宅地であり、被害を及ぼす恐れもなく、道路に面した土地でございます。転用について特に問題はないものと思われます。以上でございます。

○議長 説明、報告が終わりました。御意見、御質問はありませんか。

○委員 (異議なし)

○議長 特に意見、質問がなければ市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に、4番を現地調査された田中委員の報告をお願いいたします。

○田中委員 はい、田中です。図面上では14番と15番になります。14番で、土地的には [REDACTED]の前、東側です。ここは1ブロックだけで、あと農地ではありません。道路にも面しており、側溝も前につながっているので水の関係にしても問題はないと思います。特に他に影響を及ぼすということはありませんので、問題はないと思います。以上です。

○議長 説明、報告が終わりました。御意見、御質問はありませんか。

○委員 (異議なし)

- 議長 特に意見、質問がなければ、これも市街化区域の転用ですので、受理することに決定します。それでは、次に、5番を現地調査された木村委員の報告をお願いいたします。
- 木村委員 転用届5番の[]になります。図面では16ページ、写真が17ページになります。この敷地は、図面左が、[]です。それには道路がありますが、この土地自身は、接道しておりません。写真的右奥にプレハブがあって、この部分も同じ地主です。この部分を、建物を撤去して道路に接続されることがあります。とくに問題ないかと思います。以上です。
- 議長 説明、報告が終わりました。御意見、御質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に意見、質問がなければ、これも市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。次に、6番を現地調査された岩本委員の報告をお願いいたします。
- 岩本委員 先ほど進入路の御説明をした場所と同じところになります。地図は18ページで、写真が19ページです。写真的赤い実線で囲まれているところが該当地でございまして、重機で整地しているところの、この道から進入するための土地、ここがなかつたら奥の土地に入れないようなところでございまして、御覧のように、すでに一部造成ができております関係で、始末書を提出されております。転用についてとくに問題は無いかと思います。以上、報告終わりです。
- 議長 説明、報告が終わりました。ほかの委員の方で、御意見、御質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に意見、質問がなければ、これも市街化区域の転用ですので、農地

転用届を受理することに決定します。次に、7番を現地調査された福壽委員ですが、本日欠席されていますので、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 資料のほうで、地図が20ページ、写真が21ページになります。

こちらは [REDACTED] との境界に位置する場所として、向かい側が [REDACTED] になっています。この南側のハイツの駐車場の用地として造成されると伺っております。この土地の隣に少しだけ農地が残りますが、こちらについては畑として活用されたいということで、少し残されています。水に関して特に問題はないということで、付近にも影響は特にないだろうとのことです。転用については問題ないのではないかということで、福壽委員から伺っております。以上です。

○議長 説明、報告が終わりました。御意見、御質問はありませんか。

○議長 御意見、御質問はありませんか。

○委員 (異議なし)

○議長 特にないようですので、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定します。

次ですが、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請審議のことを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 市街化調整区域の転用ですので、現地調査は地区担当の三宅委員、中立委員の松本委員、事務局の3名で行いました。それでは、現地調査について、代表で三宅委員の報告をお願いいたします。

○三宅委員 はい、失礼します。2月4日の日に、先ほど説明がありましたように住民グループと、松本委員と現地確認しました。そのときに、所有者の [REDACTED] 氏の説明を受けながら確認しました。場所は [REDACTED]

の信号から上がっていったところの西側にあります。写真が 25 ページになるんですけども、[REDACTED]さんのお宅が、この写真で言いますと右側になります。県道がその手前のほうになります。その向こうに水路がありまして、それを挟んで田んぼがあると。さらに、[REDACTED]さんの後ろの方にも田んぼがあってというような形になっています。聞きましたところ、先ほどの説明と重なるところは省略しますが、後ろの田んぼに、やっぱり水路を造らなければいけないというので、どうされるのか聞きました。左側に [REDACTED]さんのお宅があるんですけども、その間に広い畦があります。昔ながらの、田んぼと田んぼの間にある共有地で、結構広いんです。その間に水路を造られるとのことです。そこから奥の田んぼに水をひかれます。道路にはもう面していますので、住宅の建築は十分に可能だと思います。松本委員からつけ足しがありましたらお願ひします。

○松本委員 特にありません。

○三宅委員 はい、以上です。

○議長 説明、報告は終わりました。ほかの委員の方で、御意見、御質問がありましたら、お願いいいたします。特に意見、質問なければ裁決します。原案のとおり報告することに賛成委員の举手を求めます。

○委員 (全員举手)

○議長 それでは、举手全員ですので、議案第 22 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

以上で本日予定しておりました議事については全て終了しました。

これにて、第 10 回播磨町農業委員会を閉会いたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和3年2月22日

議長 岡本 章男

議事録署名人 佐伯 志朗

議事録署名人 田中 進